

公益財団法人 高橋産業経済研究財団

非常勤役員及び評議員の  
退職記念品相当額支給規程

# 非常勤役員及び評議員の退職記念品相当額支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団の非常勤役員及び評議員（以下非常勤役員等という。）が退任する場合、その在任中の功労に報いるため、退職記念品を贈呈する基準について定めることを目的とする。

## (退職記念品相当額の支給)

第2条 退職記念品は、退職記念品相当額（以下「記念品相当額」という。）を持って支給するものとし、非常勤役員等が円満に任務を遂行し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 記念品相当額は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき相当額からその金額を控除して支給する。
- 3 記念品相当額は、非常勤役員等が退任した日から起算して3ヶ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退任した者に対する記念品相当額の支給を受けるべき者を確知することができない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

## (記念品相当額の支給制限)

第3条 記念品相当額は、非常勤役員等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第70条第1項（第176条第1項及び定款第28条）の規定により解任された場合には、支給しない。

- 2 非常勤役員等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職記念品相当額は支給しない。ただし、判決によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、退任した非常勤役員等に対しまだ退職記念品相当額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職記念品相当額の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

## (記念品相当額の支給の一時差止め)

第4条 理事長は、退任した者に対しまだ記念品相当額が支払われていない場合において、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し記念品相当額を支給することが、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるときは、記念品相当額の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による記念品相当額の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認め

るときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。
  - (2) 一時差止処分を受けた者が、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退任の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、記念品相当額の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した証明書を交付しなければならない。

(記念品相当額の返納)

第5条 退任した非常勤役員等に対し記念品相当額を支給した後において、その者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部または一部を返納させることができる。

(記念品相当額の算定基準)

第6条 記念品相当額の額は、下記とする。

在任期間		理事・監事	評議員
2年以上	4年未満	20万円	10万円
4年以上	10年未満	30万円	15万円
10年以上	16年未満	40万円	20万円
16年以上		50万円	25万円

- 2 理事長は、理事・監事の金額の5割増しとする。
- 3 2年未満等、この規程にて判断し難い場合は、理事長がその都度決定する。

(再任等の取扱い)

第8条 役員等が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員等に任命されたときは、その者の記念品相当額の支給については、引続き在任したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員等に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第9条 在任中に役員等が死亡したときは、記念品相当額は、弔慰金と称し役員等の死亡当時その者と生計をともにしていた遺族に支給する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団の設立の登記があった日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和元年6月13日から施行する。